

インタフェース仕様書解説書サービス事業所編 新旧対照表

(内容現在 平成27年4月1日)

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
1	表紙	平成 24年 4月	同	平成 27年 4月
2	1	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の請求方法について	同	(2) 介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求書の請求方法について
3	1	(2) <請求書の種類> 介護予防・日常生活支援総合事業費	同	(2) <請求書の種類> 介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)
4	1	(2) ・予防サービス及び生活支援分とケアマネジメント費分の介護予防・日常生活支援総合事業費請求書～省略～	同	(2) ・予防サービス及び生活支援分とケアマネジメント費分の介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求書～省略～
5	1	(2) ・同一種類の介護予防・日常生活支援総合事業費請求書～省略～	同	(2) ・同一種類の介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求書～省略～
6	—		1-1	「(3) 介護予防・日常生活支援総合事業費請求書の請求方法について」を追加
7	1-1	(3)～(5)	1-1 1-2	(4)～(6)に変更
8	2	(2) 介護給付費請求別紙について	同	(2) 介護給付費請求書別紙について
9	2	※平成14年2月以降について、介護給付費請求別紙の廃止に伴い、提出を不要とする。	同	※平成14年2月以降について、介護給付費請求書別紙の廃止に伴い、提出を不要とする。
10	2	【介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書】	同	【介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求明細書】
11	2-1	<介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書の1件>	同	<介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求明細書の1件>

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
12	—		2-1	「【介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書】」を追加
13	3	様式第二 (～省略～小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)	同	様式第二 (～省略～小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))
14	3		同	「様式第二の三」を追加
15	4	様式(予)…介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書(予防サービス・生活支援サービス)	3-1	様式(予)…介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)請求明細書(予防サービス・生活支援サービス)
16	4		同	「明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード)」を追加
17	4	様式第二・二の二 〈明細情報レコード(複数レコード)〉 ◎	同	様式第二・二の二 〈明細情報レコード(複数レコード)〉 ○※7 以下の内容を追加 〈明細情報(住所地特例)レコード(複数レコード)〉 ○※7
18	4		同	「様式第二の三」を追加
19	4		同	※7を追加
20	5	様式第二 (～省略～小規模多機能型居宅介護・複合型サービス)	同	様式第二 (～省略～小規模多機能型居宅介護(短期利用以外)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用以外)・地域密着型通所介護・小規模多機能型居宅介護(短期利用)・複合型サービス(看護小規模多機能型居宅介護・短期利用))
21	5		同	「様式第二の三」を追加

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
22	6	様式（予）…介護予防・日常生活支援総合事業費請求明細書（予防サービス・生活支援サービス）	5-1	様式（予）…介護予防・日常生活支援総合事業費（経過措置）請求明細書（予防サービス・生活支援サービス）
23	6 7		同	基本情報レコードに「様式第二の三」を追加
24	8		同	明細情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
25	—		8-1	「明細情報（住所地特例）レコード（複数レコード）」を追加
26	9		同	緊急時施設療養情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
27	9-1		同	所定疾患施設療養費等情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
28	9-2		同	所定疾患施設療養費等情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
29	12		同	特定診療費・特別療養費情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
30	14 15		同	集計情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
31	15-1 15-2		同	特定入所者介護サービス費用情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
32	15-3		同	社会福祉法人軽減額情報レコード（複数レコード）に「様式第二の三」を追加
33	17	(14) ・ ~省略~傷病名が同じレコードは続けて設定する（識別番号は昇順である必要はない）。	同	(14) ・ ~省略~傷病名が同じレコードは続けて設定する。（識別番号は昇順である必要はない）
34	18	②~省略~2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名と見なす。	同	②~省略~2レコード目以降で傷病名が空白の場合は、直前レコードと同一の傷病名とみなす。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
35	19	(4) ～省略～介護給付費給付実績の明細レコード、緊急レコード～省略～	同	(4) ～省略～介護給付費給付実績の明細レコード、明細(住所地特例)レコード、緊急レコード～省略～
36	20	(2) 項番6 ～省略～介護予防・日常生活支援総合事業費過誤決定通知書(集計レコード)～省略～	同	(2) 項番6 ～省略～介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)過誤決定通知書(集計レコード)～省略～
37	20	(4) 介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費共に、過誤調整後の給付実績として提供される内容は最終結果のみとなるので～省略～	同	(4) 介護給付費、介護予防・日常生活支援総合事業費(経過措置)、介護予防・日常生活支援総合事業費共に、過誤調整後の給付実績として提供される内容は最終結果のみとなるので～省略～
38	21	(4) ～省略～(「申立事由コード」が「申立項目番号」、「申立事由」が「申立理由番号」とする)	同	(4) ～省略～(「申立事由コード」が「申立対象項目番号」、「申立事由」が「申立理由番号」とする)
39	25	項番部分に網掛している項目が入力帳票の網掛項目に該当する。	同	項番部分に網掛している項目が入力情報の網掛項目に該当する。
40	25	項番4 <属性> 数字	同	項番4 <属性> 英数
41	26	項番部分に網掛している項目が入力帳票の網掛項目に該当する。	同	項番部分に網掛している項目が入力情報の網掛項目に該当する。
42	26	項番4 <属性> 数字	同	項番4 <属性> 英数
43	27	項番部分に網掛している項目が入力帳票の網掛項目に該当する。	同	項番部分に網掛している項目が入力情報の網掛項目に該当する。
44	27	項番4 <属性> 数字	同	項番4 <属性> 英数
45	28	項番部分に網掛している項目が入力帳票の網掛項目に該当する。	同	項番部分に網掛している項目が入力情報の網掛項目に該当する。

No.	ページ	改定前	ページ	改定後
46	28	項番4 <属性> 数字	同	項番4 <属性> 英数